

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 号

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 1 項第 1 4 号を次のように改める。

(14) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子（配偶者の子を含む。

以下この号及び次号において同じ。）を養育する職員が、負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして病院事業管理者が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして病院事業管理者が定める事由に伴うその子の世話をを行い、又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち病院事業管理者が定めるものへの参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子が 2 人以上の場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間

第 2 9 条第 1 項第 1 5 号中「負傷し、」の次に「若しくは」を加え、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を除く。」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。